

北上市職員の退職手当調整額に関する職員の区分の適用職員規則の一部を改正する規則

北上市職員の退職手当調整額に関する職員の区分の適用職員規則（平成18年北上市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）<u>第27条の5</u>の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下「退職手当支給条例」という。）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）<u>第27条の6</u>の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下「退職手当支給条例」という。）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員</p>	
職員の区分	適用職員	職員の区分	適用職員
[略]		[略]	
第7号区分	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている北上市技能職員等の給与規則（平成3年北上市規則第36号）の給料表（以下この表において「技能職等給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの。ただし、平成18年3月31</p>	第7号区分	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 平成18年4月1日以後適用されている北上市技能職員等の給与規則（平成3年北上市規則第36号）の給料表（以下この表において「技能職等給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの。ただし、平成18年3月31</p>

	日から引き続き在職していた者にあつては <u>61号給以上</u> であったもの。		日から引き続き在職していた者にあつては <u>53号給（平成18年4月1日から令和7年3月31日までの在職期間にあつては、61号給）以上</u> であったもの。
第8号区分	(1) [略] (2) 技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの。ただし、平成18年3月31日から引き続き在職していた者にあつては5級であったもの（第7号区分の項 <u>第2号</u> に掲げる者を除く。）	第8号区分	(1) [略] (2) 技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの。ただし、平成18年3月31日から引き続き在職していた者にあつては5級であったもの（第7号区分の項 <u>第3号</u> に掲げる者を除く。）
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。